

第47回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

1 日時等

平成25年7月31日(水) 14時00分～16時45分
市役所東別館9階 特別中会議室

2 議案

第1号 磯地区景観計画策定について【諮問】

第2号 鹿児島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
【県決定、諮問】

第3号 鹿児島都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更について
【県決定、諮問】

第4号 鹿児島都市計画用途地域の変更について 【市決定、諮問】

第5号 鹿児島都市計画準防火地域の変更について 【市決定、諮問】

第6号 鹿児島都市計画特別用途地区の変更について 【市決定、諮問】

3 出席委員(17名)欠席者(3名)

宮廻委員、笹川委員、米永委員、内田委員、松下委員、玉川委員、寺岡委員、
三嶽委員、西委員、福本委員(代理)、川原委員、前田委員、満留委員、
有山委員、三原委員、宮竹委員、牧之段委員

4 審議結果

1号から6号について、「案に異議なし」の答申を受けました。

5 議事概要(○委員 当局)

第1号

磯地区景観計画が施行された場合、新たに建てられる建築物等について適用されるのか。
新築や増築のほか、外壁等の色彩の変更にも適用される。

第2号

旧桜島町は、都市計画区域外ということだが、何か規制をしなくていいのか。
現在でも、自然公園法などにより規制があることから、そのままとしている。

第3号

市街化調整区域になったら、税制上、メリットがあるのか。
都市計画税がなくなる。

第4号

団地核の用途を第1種住居地域にした理由は何か。
中心市街地などの商圈に影響が及ぶ可能性があることから、第1種住居地域としている。

第6号

既存不適格建築物は、どの程度で、どのような店舗があるのか。
今のところ、10棟で、イオンなどである。